

5東彼告示第113号

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年11月29日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱（平成28年告示第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる要綱の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表（第3条関係） [1 補助事業等] イ 若人の町づくり事業				別表（第3条関係） [1 補助事業等] イ 若人の町づくり事業			
事業の内容	事業主体	採択基準	補助率等	事業の内容	事業主体	採択基準	補助率等
1 新生児祝い金支給事業 1) 出産祝い金 2) 育児報償金	個人	1 出産祝い金 町内に1年以上住所を有する夫婦が、子を出産した場合 2 育児報奨金 町内に住所を有する夫婦が出産した第3子以降の子が満1歳に達した場合 3 基本的条件	1 出産祝い金 (1) 出産後、引き続き町内で同居し養育する場合、子1人につき次に定める金額を支給する。 第1子：100千円、第2子：150千円、第3子：200千円、第4子：300千円、第5子以降：400千円 (2) 申請提出後、子が受給前に死亡した場合も、前号と同額を支給する。	1 新生児祝い金支給事業 1) 出産祝い金 2) 育児報償金	個人	1 出産祝い金 町内に1年以上住所を有する者が、子を出産した場合 2 育児報奨金 町内に住所を有する者が出産した第3子以降の子が満1歳に達した場合	1 出産祝い金 (1) 出産後、引き続き町内で同居し養育する場合、子1人につき次に定める金額を支給する。 第1子：100千円、第2子：150千円、第3子：200千円、第4子：300千円、第5子以降：400千円 (2) 申請提出後、子が受給前に死亡した場合も、前号と同額を支給する。

	<p>1) <u>申請人の夫婦のどちらかが町内に1年以上住所を有していること</u></p> <p>2) <u>ただし、ひとり親の場合は本人が1年以上町内に住所を有していること</u></p>	<p>2 育児報奨金</p> <p>(1)子1人につき、100千円を支給する。</p> <p>(2)第3子以降の子が満1歳に達するまでに両親が死亡した場合は、町内で子と同居し、現に養育する者に支給する。</p> <p>3 支給日</p> <p>毎月20日までに受付けた申請分を翌月末日までに支給</p>			<p>2 育児報奨金</p> <p>(1)子1人につき、100千円を支給する。</p> <p>(2)第3子以降の子が満1歳に達するまでに両親が死亡した場合は、町内で子と同居し、現に養育する者に支給する。</p> <p>3 支給日</p> <p>毎月20日までに受付けた申請分を翌月末日までに支給</p>
--	--	---	--	--	---

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。